

事業者の皆様へ

ふじみ野市

事業系ごみの処理ガイドBOOK

このガイドブックを参考にいただき、ごみの適正処理やごみの排出量の抑制、リサイクルの推進にご協力をお願いします。

ガイドブックの概要

- P1 事業系ごみとは？
- P2 産業廃棄物は搬入できません
- P3 分別すればリサイクルできます！
- P4 搬入できる一般廃棄物は4品目
- P5 搬入方法&処理手数料
- P6 環境センター案内図



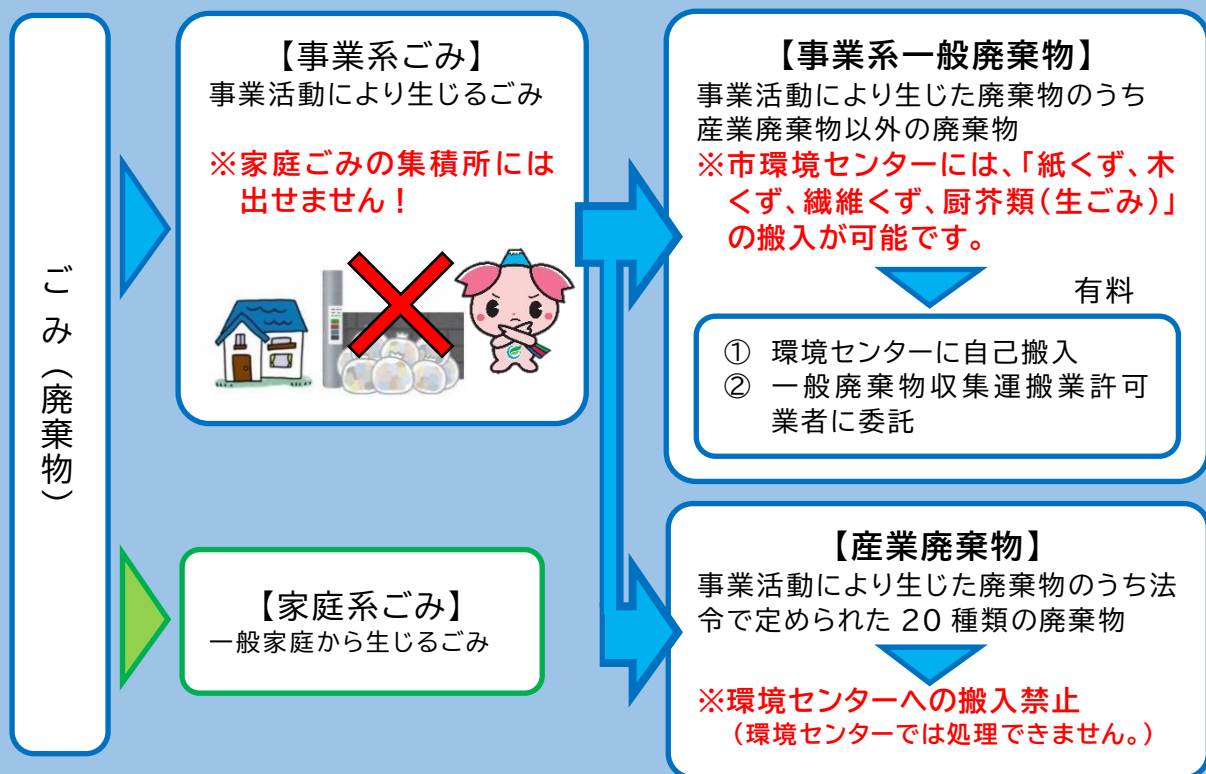
ふじみ野市PR大使 ふじみん

事業系ごみとは？

事業活動に伴って生じたごみを事業系ごみといいます。

会社、事務所、飲食店、工場などの営利を目的とするものだけでなく、学校、社会福祉施設、官公署などの公共サービスを行っている非営利団体も含めて、事業活動に伴って生じるごみは、すべて『事業系ごみ』です。個人営業、店舗併用住宅の店舗部分から生じるごみも『事業系ごみ』です。

事業系ごみは種類や発生源によって『事業系一般廃棄物』と『産業廃棄物』に分類されます。



事業者の責務

《廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条》
《ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第5条》

1. 事業者は、事業系ごみを自らの責任において適正に処理しなければなりません。
2. 事業者は、事業系ごみの再生利用等を行うことによりその減量に努めなければなりません。
3. 事業者は、事業系ごみの減量や適正な処理に関する国及び市の施策に協力しなければなりません。



その事業系ごみ

一般廃棄物ですか？ 産業廃棄物ですか？ 「産業廃棄物」は環境センターに搬入できません！

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で「産業廃棄物」に分類されるものが20種類あります。産業廃棄物は環境センターでは処理できません。産業廃棄物処理業許可業者に収集運搬を委託するか、産業廃棄物処理業許可業者の処理施設に自己搬入して処理してください。



産業廃棄物一覧表

区分	No.	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	1	燃え殻	石炭がら、コークス灰、産業廃棄物の焼却残さなど
	2	汚泥	メッキ汚泥、排水処理汚泥、ビルピット汚泥、下水汚泥など
	3	廃油	食用油、エンジンオイル、潤滑油など
	4	廃酸	廃硫酸、廃硝酸、廃塩酸、廃定着液、酸性廃液など
	5	廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん廃液、廃現像液、アルカリ廃液など
	6	廃プラスチック類	ビニールくず、発砲スチロールくず、合成ゴムくずなど
	7	ゴムくず	天然ゴムくず
	8	金属くず	研磨くず、切削くず、金属スクラップなど
	9	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、レンガくず、コンクリート製品のくずなど
	10	鉱さい	高炉、平炉、電気炉等の残さ、スラグ、廃鋳物砂など
	11	がれき類	工作物の新築・改築等で発生したコンクリート破片、レンガの破片など
	12	ばいじん	ばい煙発生施設等で発生するばいじん等で集じん施設で集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13	紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、パルプ・紙又は紙加工品の製造業、印刷業、製本業、印刷物加工業で発生した紙くず
	14	木くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、木材・木製品・パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業、物流で発生した木くず、廃パレット
	15	繊維くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、繊維工業の天然繊維くず
	16	動植物性残さ	食料品・医薬品・香料製造業で原料として使用した動植物の固形状の不要物
	17	動物系固形不要物	と畜場の獣畜・食鳥に係る固形状の不要物
	18	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどのふん尿
	19	動物の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどの死体
	20	上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの	

【小規模事業所については一部の産業廃棄物の搬入が可能です】

「木くず（上表14）」と「動植物性残さ（上表16のうち食料品製造業で出たものに限る。）」については、事業系一般廃棄物と併せて環境センターに搬入することができます。

ただし、次のルールを厳守してください。

- (1) 市内の小規模事業所（従業員が5人以下の事業所）から発生したものに限りします。
- (2) 廃棄物の形状に応じて、あらかじめ分別、切断、梱包等の処理をしてください。
- (3) 搬入できる量は事業系一般廃棄物と合算し、1月当たり200キログラム未満です。

《ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第22条》

《ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例規則第10条》



その事業系一般廃棄物

分別すればリサイクルできます！

「事業系一般廃棄物」か「産業廃棄物」のどちらなのかを確認した後は、そのごみ(事業系一般廃棄物)が有効利用(リサイクル)が可能かどうか考えましょう。ごみの排出段階で「分別」を徹底することにより、ある程度のものは有効利用(リサイクル)が可能になります。

分別例

以下のような分別を行い、資源を有効利用しましょう

紙くず



新聞・雑誌・段ボール、OA 用紙、パンフレット、紙袋、シュレッダーダスト等



繊維くず



衣類、布団、座布団、軍手、古布等



ペットボトル



びん・かん



おねがいします



「資源物取扱業者」に引き取ってもらい有効利用に努めてください。

Recycle



環境センターPR キャラクター
ペンギンファミリー

食品リサイクルに努めましょう！！



食品関連事業者(食品の製造業・加工業・卸売業・小売業、飲食店等)は、食品リサイクル法により食品廃棄物の発生抑制、再生利用に努めなければなりません。

生ごみ

食品の食べ残し、売れ残り、調理残さ等



「食品廃棄物再資源化業者」に引き取ってもらい有効利用に努めてください。

おねがいします



食品リサイクルのご相談は ☎049-262-9022 ふじみ野市役所環境課



環境センターに搬入できる 事業系一般廃棄物は『4品目』です！

環境センターに搬入することができる事業系一般廃棄物は、再利用できない『紙くず』『木くず』『繊維くず』『厨芥類(生ごみ)』の4品目です。

紙くず



リサイクルできない紙(写真、アルバム、レシート、感熱紙、中が銀色の紙パック、洗剤の箱、汚れや油が付着した紙など)

木くず



剪定枝、刈り草、木製品等 など

※太さ直径 **10cm 未満**

※大きなものは **30cm 以内に裁断してください。**

4品目だぞ



繊維くず



布団、衣類、ウエス、軍手 など

※使用済みの汚れたものでリサイクルできないもの。

※大きなものは **30cm以内に裁断してください。**

厨芥類

(生ごみ)



お茶殻、調理くず、食べ残し など

※プラスチック類が混入しないように注意してください。

【受入基準】

- (1) 市内で発生したものに限ります。
- (2) 固形状であり、廃棄物の形状に応じて、あらかじめ分別、切断、梱包等の必要な処理をしてください。
- (3) 有害物資を含まないもので焼却処分ができるものであること。

★ 小規模事業所(従業員が5人以下の事業所)に限り、量の搬入が1日6枚まで可能です。ただし、水を含んだ量及びスタイロ量は搬入できません。

《ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第22条》

《ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例規則第9条の3》

Q&A 環境センターに搬入できるごみって何ですか？

Answer はじめに、そのごみが「産業廃棄物」に該当するか確認してください(P2参照)。

「産業廃棄物」であれば環境センターに搬入できません。「産業廃棄物」でなければそのごみは「事業系一般廃棄物」になります。そしてそのごみが上記4品目(紙くず、木くず、繊維くず、厨芥類(生ごみ))に該当するものであれば環境センターに搬入することができます。

教えてください

搬入についてのご相談は

ふじみ野市・三芳町環境センター
☎049-257-5374(ごみなし)

4



環境センターへの 搬入方法は 『2通り』あります！

方法① ふじみ野市一般廃棄物収集運搬業許可業者に 収集運搬を委託する。【有料】

一般廃棄物収集運搬業許可業者については、下記をご覧ください。

※業者により収集運搬料金が異なります。ごみの種類、収集頻度、収集量、収集時間、資源物の取り扱い等の条件を伝え、複数社から見積りを取るなどし、適切な業者と契約を結んでください。

方法② 排出事業者が自己搬入する。【有料】

事業系一般廃棄物処理手数料は次のとおりです。

※3t以上のトラックによる搬入はご遠慮ください。



令和2年4月1日から 220円／10kg

(消費税等含む)



ふじみ野市一般廃棄物収集運搬業許可業者

No.	業者名	住所	電話番号
1	(株)協和清掃運輸	ふじみ野市駒林1101	049-264-2415
2	片山商事(株)	ふじみ野市駒林1101-2	049-266-5440
3	(株)ウチダ	ふじみ野市駒林18	049-263-9777
4	(株)フクヤマ	ふじみ野市旭1-13-26-102	049-265-1155
5	(株)シマザキ	川越市大字鹿飼333-3	049-222-4474
6	(株)木下フレンド	所沢市東所沢和田3-1-10	04-2944-3737



問い合わせ先

☎049-262-9022 ふじみ野市役所環境課
☎049-257-5374 ふじみ野市・三芳町環境センター
ごみなし

5





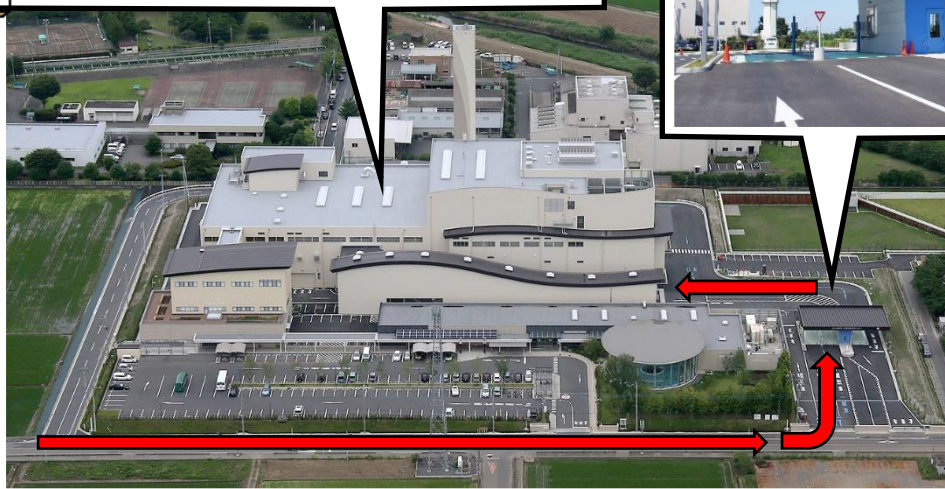
環境センター周辺地図



ごみを
おろす場所

搬入手順

受付する
場所



ふじみ野市・三芳町環境センター

〒356-0034 ふじみ野市駒林 1117 番地

電話 ☎ 049-257-5374(ごみなし) fax 049-257-5380(ごみはぜろ)

搬入可能日・時間 月曜日～金曜日(祝日も可) 午前 8 時 30 分～午後 4 時
(年末年始は休み)



6



FUJIMINO CITY